

電子契約の運用を開始しました！

令和5年11月 都城市総務部契約課

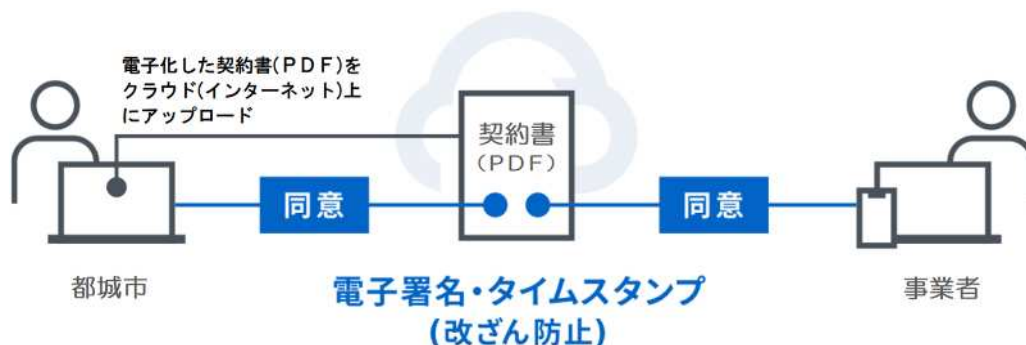
都城市では、本年11月1日から「電子契約」の運用を開始しました。

ご利用は事業者様の任意ですが、契約のデジタル化により、業務効率化や経費の削減につながり、また電子契約を利用のために費用の負担が生じることもありません。

地域産業のデジタル化に向け、幅広く事業者の皆様のご利用をお願いします。

◎電子契約とは

紙に印鑑を押印するのではなく、インターネット上にアップロードした契約書の電子データに「電子署名」を行うことにより締結する契約です。



◎電子契約のメリット

電子契約サービスの利用により、事業者様には次のメリットがあります。

- ① 業務効率化：契約書の印刷・製本などが不要
- ② コスト削減：印紙代・人件費の削減
- ③ 働き方改革：ハンコレス・ペーパーレス化、リモートワークの推進

◎電子契約の対象

電子契約の対象は、11月1日以降に公告する次の案件です。

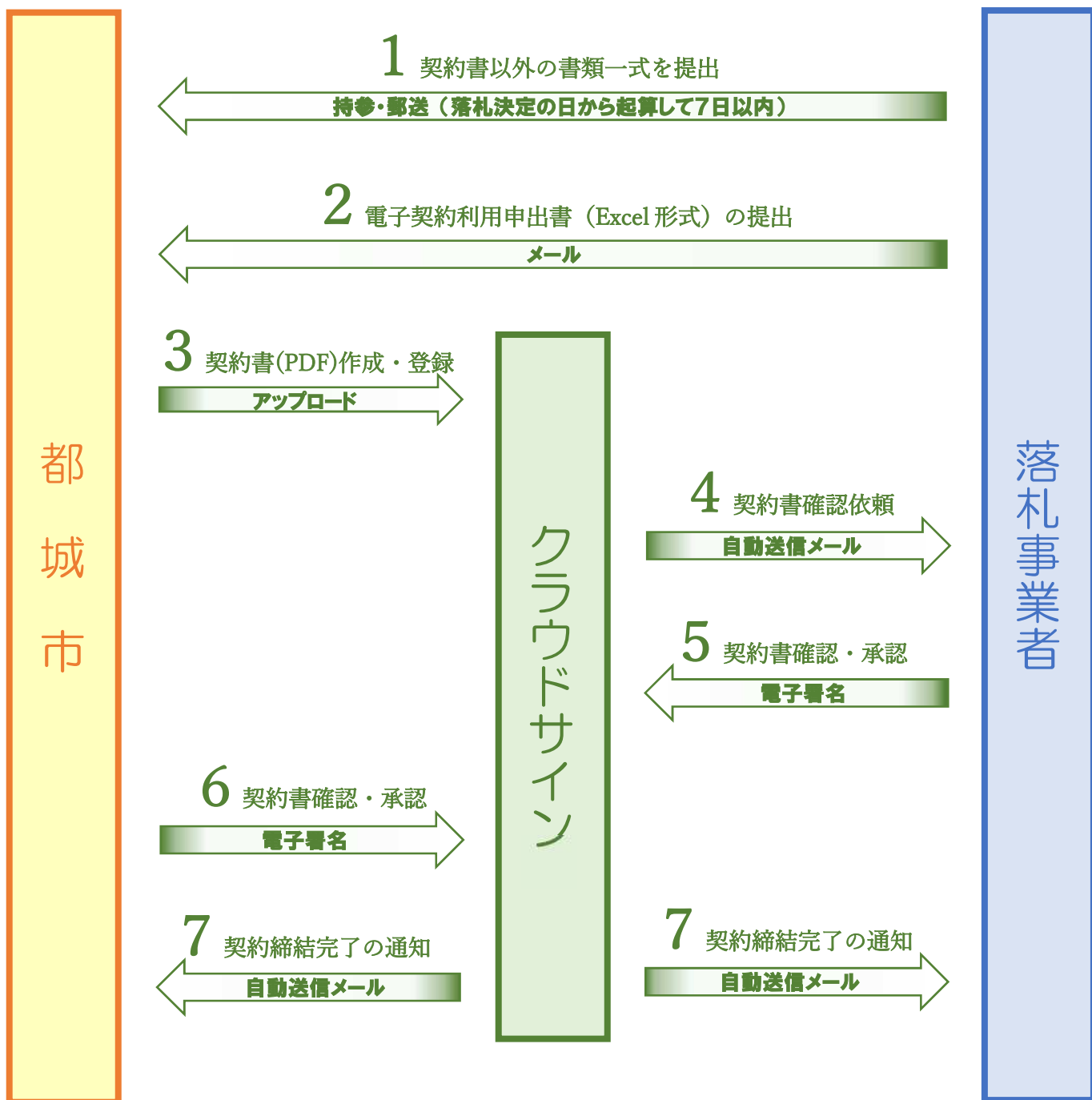
- ① 建設工事
- ② 建設関連業務委託（建設コンサルタント、測量、地質調査、建築設計）

※対象案件については、公告時に「電子契約対象」と明記します。

◎紙契約の取り扱い

当面は、事業者の希望により、紙契約、電子契約のどちらでも契約方法でも可能とします。ただし、地域のデジタル化推進のため、将来的（時期は未定）には「原則、電子契約」としますので、事業者様の積極的なご利用をお願いします。

電子契約締結の流れ



契約締結済み契約書(PDF)の保存方法は、次の2つがあります。

- ① 契約締結完了の通知（メール）に添付されているものを保存（PDFのサイズが6Mb以下の場合）
- ② 契約締結完了の通知（メール）の「書類を確認する」をクリックし、契約締結済みの契約書の確認画面を開き、画面左上の「ダウンロード」をクリック